

東港地区土地利用計画案作成及び公民連携まちづくり推進業務 評価基準

審査項目		評価のポイント	配点	評価区分及び点数				
				特に優れている	優れている	標準	やや不十分	不十分
実施体制	業務執行体制	業務を実施できる人員及び技術力が確保されているか。 ※ 業務委託仕様書案「6業務内容」(1)、(2)関連	20点	20	15	10	5	0
	業務実績	本業務に類する業務経験を有しているか。実績の内容・成果が本業務にふさわしいものか。	10点	10	7	5	2	0
企画提案内容	企画・構想	業務委託仕様書案「6業務内容」(3)、(4)、(5)、(12)に関する提案内容についての的確性、独創性、実現性を評価する。	20点	20	15	10	5	0
	事業手法	業務委託仕様書案「6業務内容」(6)、(7)、(8)に関する提案内容についての的確性、独創性、実現性を評価する。	20点	20	15	10	5	0
	空間形成	業務委託仕様書案「6業務内容」(9)、(10)、(11)に関する提案内容についての的確性、独創性、実現性を評価する。	20点	20	15	10	5	0
	提案価格	提案された価格に基づき評価する。	10点	提案価格に応じて配分				

企画提案の評価ポイントに関する解説

- 1 提案内容の的確性とは
事業目的を正しく理解し、その実現に有効な方針が示されているか。本市の状況を十分に理解しているか。
- 2 提案内容の独創性とは
提案内容に独自性があり、新たな視点からの工夫があるか。
- 3 提案内容の実現性とは
事業内容は具体的で、円滑な業務履行が可能か。本市の状況に即したもののか。